



三重大学との寄附講座設置協定について

亀山市は、亀山地域医療学講座について、平成23年5月に締結し、平成26年5月に更新しました国立大学法人三重大学（以下、「三重大学」）との寄附講座設置協定が、本年5月31日に終了するため、改めて、昨日5月25日に設置協定を締結しました。

この3年間の亀山地域医療学講座では、亀山市立医療センターを主なフィールドとして「三重大学医学部の臨床研修及び習得度合評価に関する研究」「地域での住民の健康活動の支援に関する研究・教育」など、最適な地域医療体制の確立に向けた研究・教育活動が行われました。このことにより、市民の健康を守り、健康寿命を延ばす取り組みに活かされてきたところです。

引き続き、平成29年6月1日から3年間、最適な地域医療体制の確立を目指して、寄附講座を設置するものです。

設置講座	亀山地域医療学講座
設置場所	三重大学（津市江戸橋2丁目） ※主たる研究の場 亀山市全域、亀山市立医療センター
設置目的	三重大学に複数名の家庭医（総合医）及び整形外科医からなる講座を設置し、亀山市及びその周辺地域の住民に健康で安心できる生活を提供する医療保健体制に関する研究・教育を行い、もって最適な地域医療体制の確立に寄与することを目的とする。
設置期間	3か年（平成29年6月1日～平成32年5月31日）
寄附額	一年度につき31,200,000円を限度とし、毎年度市の予算に定めるところによる。
協定者	国立大学法人三重大学長 駒田美弘 亀山市長 櫻井義之